

○国土交通省告示第千三十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の二第一号ハ、第二号ロ及び第三号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日

国土交通大臣 羽田雄一郎

前文中「第一号イ」を「第一号ハ、第二号ロ及び第三号イ」に、「第一に」を「第一から第三までに」に、「第二」を「第四」に改める。

第二を第四とし、第一中「建築物の倒壊」を「令第三百三十七条の二第三号イに規定する建築物の倒壊」に改め、「（以下「屋根ふき材等」という。）」を削り、第一第一号イ中「建築基準法施行令（以下「令」という。）」を「令」に、「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号ロ中「第四十三条」を「令第四十三条」に、「第四十六条」を「令第四十六条」に改め、第一第二号中「次のイからハまで」を「第一第一号」に改め、同号イからハまでを削り、第一第三号中「屋根ふき材等」を「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁」に、「昭和四十六年建設省告示第百九号に定める基準に適合すること」を「第一第二号に定めるところによる」

に改め、第一を第三とし、第三の前に次のように加える。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七条の二第一号ハに規定する建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の四第三号の規定に適合すること。

ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第二百二十九条の二の五第一項第二号及び第三号の規定に適合すること。

ハ 建築物に設ける令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第二百二十九条の四及び令第二百二十九条の五（これらの規定を令第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）並びに令第二百二十九条の八第一項の規定に適合するほか、当該昇降機のかごが、かご内の人又は物による衝撃を受けた場合において、かご内の人又は物が昇降路内に落下し、又はかご外の物に触れるおそれのない構造であること。

二 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、昭和四十六年建設省告示第九号に定

める基準に適合すること。

第二 令第三百三十七条の二第二号ロに規定する建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 地震に対して、法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であること又は平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめること。

ロ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。